

後期高齢者医療制度
入院時には別途、食費・居住費が必要です

表1 入院時の食費の負担額

区分	食費(1食)	
市民税課税世帯	460円 ※注1	
市民税非課税世帯	低所得者II	210円
	長期入院該当者	160円
	低所得者I	100円

※注1…以下に該当する方は260円です。

- ・指定難病患者の方
- ・平成28年3月31日の時点で、1年以上継続して精神病床に入院し、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院(同日内に転院する場合を含む)している方

非課税世帯の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口に表示することで、表1および表2の市民税非課税世帯の額が適用されます。市民税非課税世帯に属する方で、減額認定証をお持ちでない方は、保険医療課医療保険年金係、または各支所で申請してください。申請月の初日から有効です。

※標準負担額減額認定証を提示しない場合は、市民税課税世帯の負担額が自己負担になります。

《申請時必要書類等》 ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・個人番号(マイナンバー)

表2 療養病床入院時の食費・居住費の負担額

※入院医療の必要性が高い方の食費は、表1の負担額が適用されます。

区分	食費(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯	460円 ※注2	370円
市民税非課税世帯	低所得者II	210円
	低所得者I	130円
	老齢福祉年金受給者	100円

※注2…管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関以外の場合には420円です。

用語解説

- **低所得者I**
同一世帯の世帯員全員が市民税非課税で、世帯の各種所得(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)の合計額が0円の方
- **低所得者II**
同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の方(低所得者Iを除く)
- **老齢福祉年金受給者**
低所得者Iの方で、老齢福祉年金受給者(全額支給停止の方を除く)で、同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の方

- **長期入院該当者**
低所得者IIの方で、過去12か月間で入院合計日数※注3が90日を超えた方※注4(90日を超えた時点で申請が必要) ※注3…標準負担額減額の認定(低所得者Iを除く)を受けていた期間の入院日数に限ります。
※注4…当広域連合の被保険者になる以前に加入していた医療保険での入院日数も算定対象です。
- **療養病床**
症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床(病棟)。医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床があります。

☎保険医療課 医療保険年金係 担当:桑田 ☎お太助フォン42-5619 📠42-2130

広島県アダプト活動団体の募集

広島県では、県が管理する道路(対象区間100m以上)や河川(一・二級河川で対象区間50m以上)の清掃・緑化・草刈などの活動を行う団体や企業を随時募集し、「アダプト活動認定団体」に認定し支援を行っています。

アダプト活動

住民や企業・団体が主体となり、ボランティアで清掃・緑化・草刈などの美化活動を行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動。

支援内容

- ・団体、企業名の表示板設置(希望する団体のみ)

- ・活動に伴う傷害、及び賠償責任保険の加入
 - ・活動経費の一部を奨励金として交付「ひろしまアダプト活動支援事業」
- この事業の事務は、県がNPO法人ひろしまアダプトに委託して実施されており、申請書の受付期限は6月末です。申し込みは、管理課建設管理係または広島県西部建設事務所まで受け付けています。様式は、広島県ホームページからダウンロードするか、管理課建設管理係へお問い合わせください。

☎管理課 建設管理係 担当:カ石 ☎お太助フォン47-1201 📠47-1206

制度に関するお知らせ

行政情報

各種手当額が増額改定されます

下記手当の支給額は、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。平成31年4月からの支給額は、平成30年全国消費者物価指数の上昇(前年比+1.0%)により、下記のとおり増額改定されます。

名称	区分	改定後金額	増額	
児童扶養手当	全部支給	42,910円	410円↑	
	一部支給	42,900円 ~10,120円	410円↑ ~90円↑	
	第2子加算額	全部支給	10,140円	100円↑
		一部支給	10,130円 ~5,070円	100円↑ ~50円↑
	第3子以降加算額	全部支給	6,080円	60円↑
		一部支給	6,070円 ~3,040円	60円↑ ~30円↑
特別児童扶養手当	1級	52,200円	500円↑	
	2級	34,770円	340円↑	
特別障害給付金	1級	52,150円	500円↑	
	2級	41,720円	400円↑	
特別障害者手当		27,200円	260円↑	
障害児福祉手当		14,790円	140円↑	
経過的福祉手当		14,790円	140円↑	

☎子育て支援課 児童福祉係 担当:實村・大上 ☎お太助フォン47-1283 📠42-2130

☎保険医療課 医療保険年金係 担当:重永 ☎お太助フォン42-5619 📠42-2130

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原 ☎お太助フォン42-5615 📠42-2130

軽自動車税
減免申請案内書を5月に発送します

これまで、4月に発送した軽自動車税の減免申請案内書(前年度減免を受けられた方用)を、平成31年度からは、5月に納税通知書とあわせて発送します。

《提出期限》

5月24日(金)

《申請時必要書類等》

従来通り ※広報あきたかた5月号に掲載予定

☎税務課 市民税係 担当:岡田 ☎お太助フォン42-5614 📠42-2130

児童手当受給者は、公務員採用・退職時に手続きが必要です

本市にお住まいで児童手当を受給している方が、公務員に採用された、もしくは公務員を退職した場合は、手続きが必要です。

■公務員に採用された方

本市での受給資格は消滅し、所属庁に対し申請が必要です。

■公務員を退職した方

所属庁での認定が消滅し、市に対し申請が必要です。

《申請方法(例)》

●4月1日付で公務員に採用された方

市へ受給事由消滅届を提出後、4月中に新たな勤務先の所属庁へ認定請求書を提出。

●3月31日付で公務員を退職した方

所属庁へ受給事由消滅届を提出後、退職後の翌日から起算して15日以内に市へ認定請求書を提出。

※独立行政法人や、地方独立行政法人、公益法人に勤務する方は、市が認定します。

※申請が遅れると、原則遅れた月分の児童手当が受けられません。

☎子育て支援課 児童福祉係 担当:實村 ☎お太助フォン47-1283 📠42-2130

人権擁護委員が委嘱されました

市では現在14名の方が法務大臣から、人権擁護委員として委嘱されています。

平成31年1月1日付で、次のとおり委嘱されました。

- ・藤田美佐子さん(新任)
- ・中本吉徳さん(再任)

■人権擁護委員の活動

さまざまな経験を生かし、地域のみなさんからの人権に関する相談や、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。また、「人権を侵害された。」と申告等があった場合、事案に応じて法務局の職員と協力して事実関係を調査し、被害者の救済のため最善の方法を一緒に考えます。

☎人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 担当:倉田 ☎お太助フォン42-5630 📠47-1206